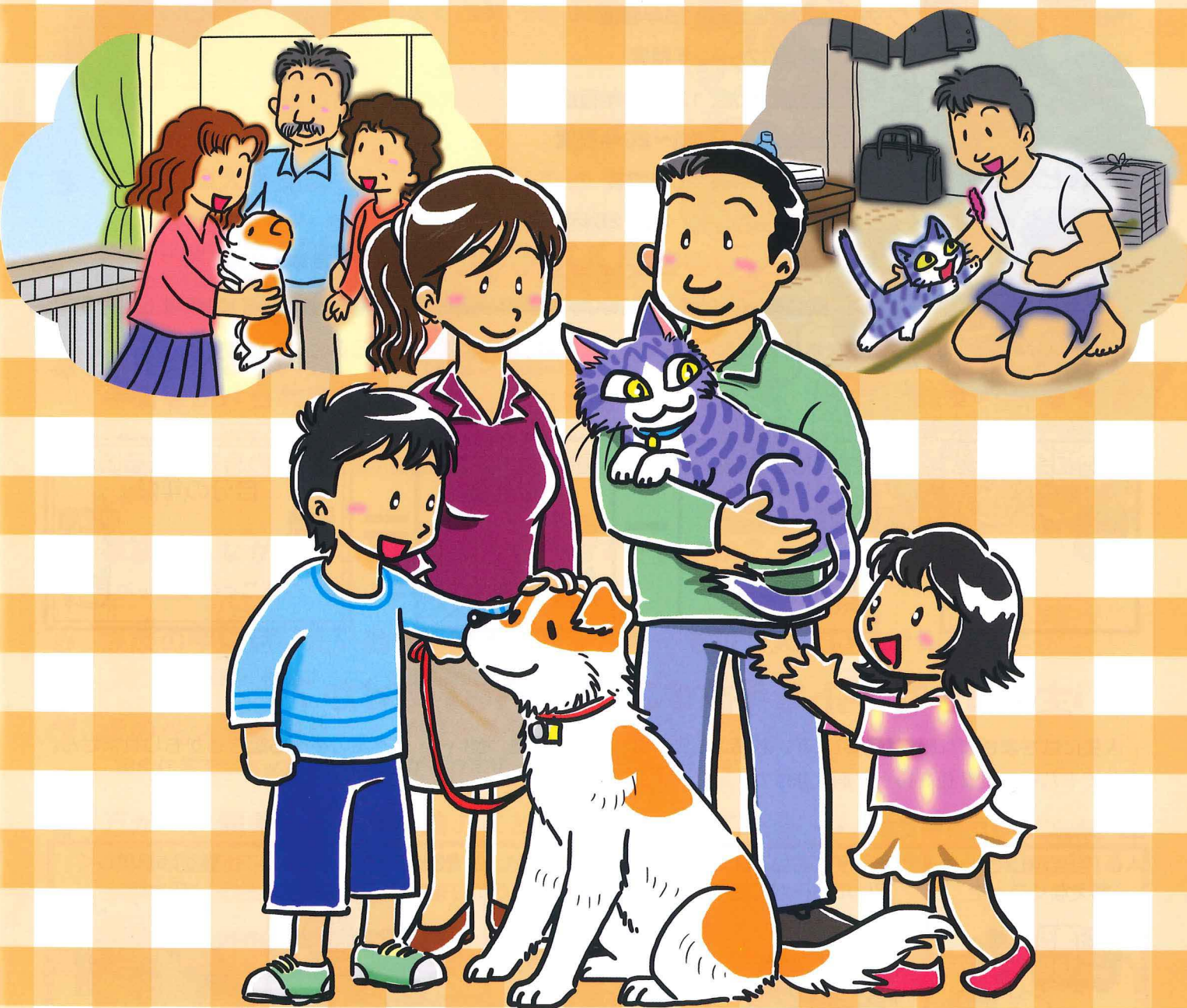


捨てず 増やさず 飼うなら一生



いつかペットを見送るその日まで
責任を持って飼い続けることができますか？



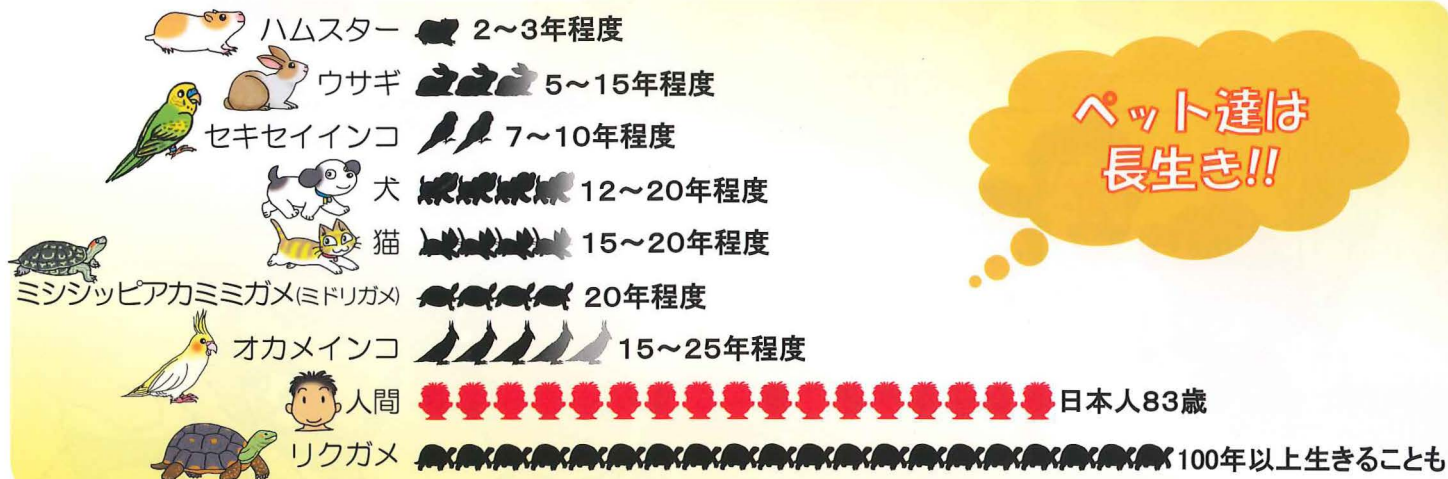
環境省

Ministry of the Environment

ペットを飼う前に

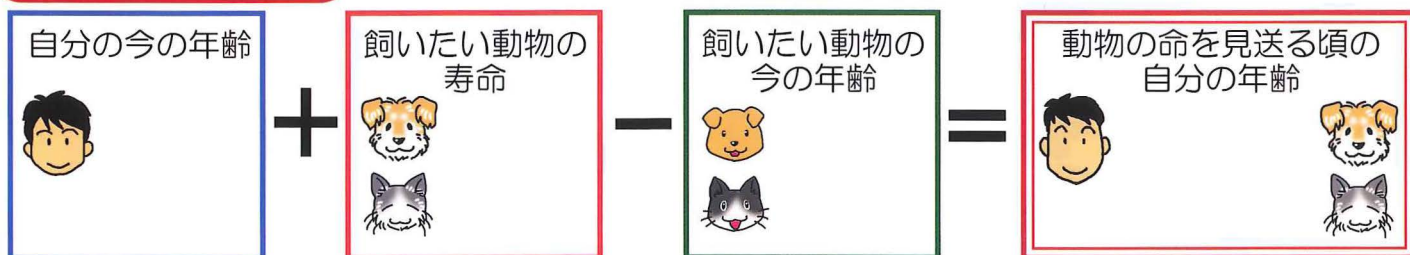
命を見送るまで飼えるか考えましょう

動物の種類によってその寿命はちがいます。飼い始める時期や種類によっては、飼い主の寿命よりも長く生きる動物もいます。その命を見送るまで飼い続けることができますか？



★平均的な寿命で、品種や飼育環境により、さらに長生きする場合があります。

計算してみましょう



飼い主の都合でペットを手放すことにならないですか？

人生にはさまざまな転機が訪れます。就職、転勤、引っ越し、結婚、老い……。不測の事態も起きるかもしれません。それでも最後まで責任を持って飼えますか。

実際にあった事例です・・・

引っ越しで飼えなくなった	子どもにアレルギーがでた	先住のペットと相性があわない	思っていたよりも大きくなった	仕事がいそがしくなった
子どもが生まれたので世話をする時間がなくなった	近所から苦情がきた	高齢になったペットの介護が重い負担に	病気で世話ができなくなった	飼い主が亡くなった

ペットを迎える前によく調べ、考えましょう

1 飼いたい動物の特性・飼育に必要な環境について調べましたか？

本当に自分に飼えるのかよく考えましょう。その動物の習性や行動を知ることは、問題行動の予防や近隣とのトラブルの予防にもなります。

2 生涯にわたる計画を立ててみましたか？

ペットを飼うには費用がかかります（食費、予防・医療費、ペット用品費など）。

あなたのライフプランに合っているかは重要です。

周りが飼っているからと言って自分も…という甘い考えは捨てましょう。

3 ペットの入手先について調べましたか？

入手先にはブリーダーやペットショップ、動物愛護センター、保健所などがあります。その動物の性格などの情報をしっかりと確認し、入手後も飼い方について相談にのってくれるかなどを事前に確認しましょう。

4 毎日欠かさず、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？

ペットは生きています。毎日の世話が必要です。ペットの急な病気など、自分の用事を後回しにすることも時には必要です。

5 家族みんなが飼うことに賛成して協力できますか？

ペットを飼うことに、家族の協力は欠かせません。

6 家族の中に飼いたい動物に対するアレルギーを持つ人はいませんか？

飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

7 そのペットを飼うことができる住宅ですか？

集合住宅ではペット禁止の場合があります。事前に確認が必要です。

8 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？

突然の災害や不慮の事故、病気で飼うことが難しくなるかもしれません。万が一に備え、ペットを預けられる人、世話をしてくれる人をみつけておきましょう。



動物の愛護及び管理に関する法律の改正

動物販売時の現物確認と対面説明

平成 25 年 9 月 1 日からブリーダーやペットショップ等がペットを販売する際に、購入者に対し、そのペットを実際に見せて現在の状態などを確認（現物確認）してもらうこと、さらに、ペットに関する情報の説明を対面で行うこと（対面説明）が、義務付けられました。

ペットを購入するときは、しっかりと現物を確認するとともに、説明を聞き、気になる点や分からない点は質問するなどして、よく理解してからペットを迎えましょう。



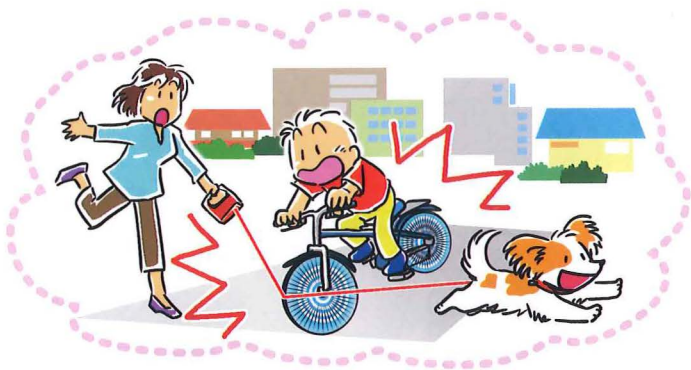
飼いはじめたその日から

社会のルールやマナーを守りましょう

飼いはじめたその日から、ペットの命はあなたにゆだねられます。ペットの健康に気を配り、ペットの種類にあった快適な環境を整える責任があります。また、あなたのペットが周りの人に迷惑をかけないように、社会のルールやマナーも守らなければいけません。飼い主にはペットの命を預かる責任と、社会に対する責任の両方が必要になります。

また、社会に対する責任を果たしているかどうかは、飼い主ではなく、周囲や近隣の方々が判断することです。

ペットが嫌いな方や苦手な方も多いことを十分に理解し、ルールとマナーを守り、地域社会に迷惑をかけないようにしましょう。



身元を示すものをつけましょう

動物は自分の住所や飼い主の名前を言うことはできません。雷に驚いたり、門や扉の閉め忘れ、移動中の車からの飛び出し、突然の災害などの思いがけないアクシデントでペットが迷子になることもあります。どこで保護されてもすぐに飼い主が分かるよう、身元を示す迷子札や鑑札などを首輪につけるとともに、脱落の可能性が少ないマイクロチップを入れましょう。

もしも迷子にさせてしまった時は、すぐに最寄りの保健所や動物愛護センター、警察署、動物病院などに問い合わせ、自分でも探しましょう。

犬の場合

鑑札と 狂犬病予防注射済票

狂犬病予防法で義務づけられています
迷子の時も番号から飼い主がわかります



首輪*と
連絡先を書いた迷子札
室内飼いの場合でも
常に首輪と迷子札をつけましょう

マイクロチップ
情報の登録や変更を
忘れずに行いましょう

猫の場合



犬や猫だけじゃないよ!



マイクロチップは
ほとんどの動物に
安全に使えます

*猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するといいでしょ。



ここに注意

- ◆首輪に直接書いた電話番号や住所は時間の経過とともに読めなくなることがあるため定期的に点検や交換をしましょう。
- ◆首輪は痩せて外れることがあります。迷子札とマイクロチップの二重の対策をとることを心がけましょう。
- ◆マイクロチップの登録情報に変更があった場合には速やかに情報を更新しましょう。

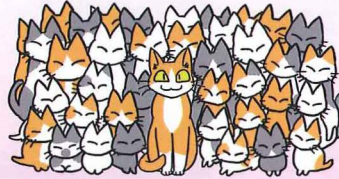
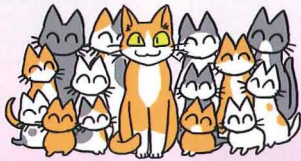
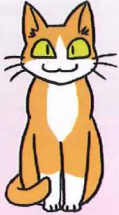
AIPO 事務局（（公社）日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口）TEL：03-3475-1695 FAX：03-3475-1697
マイクロチップについて <http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

きちんと世話をできる数にしましょう

飼っているペットの数が多くなれば、餌や散歩などの世話や、餌代やワクチン代などの費用が増えるだけでなく、動物同士の関係に気を配ったり、近隣住民へ配慮することも、より一層必要になります。

「一頭ではかわいそう」「お友達がほしいだろう」というのは飼い主の一方的な考えです。また、「かわいい子どもをみたいから」と軽い気持ちで産ませてしまうと、あっという間に数が増えてしまいます。子犬や子猫のもらい手を探してもそう簡単にはみつかりません。

1頭のメス猫が・・・1年後には 20頭以上・・・2年後には 80頭以上・・・3年後には 2000頭以上に！



犬や猫をむやみに増やさないためには、不妊去勢手術を行うことが必要です。不妊去勢手術は望まない子どもが産まれないだけでなく、様々なメリットがあります。

- 性的なストレスによる異常な鳴き声や争いなどの問題行動が減ります。
- 生殖器の病気や交尾でうつる病気、性ホルモンの影響による病気のリスクが減ります。

ペットを捨てるのは犯罪です

★犬や猫などの愛護動物※を遺棄した者は、100万円以下の罰金が科せられます

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひるの他、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類

★捨てられると動物も近隣住民も被害を受けます

捨てられたペットは食べ物を得られず衰弱して死んでしまったり、交通事故に遭ったりします。住居や庭を荒らしたり、人を咬むなどの被害が発生する可能性があります。

★ペットを自然に放ってはなりません

人によって野生から切り離されたペットには、帰る自然はありません。野外に放つことは、自然環境の破壊につながります。



野外で繁殖し、問題となっているペット由来の動物（外来種）の例

ペット由来の外来種が、捨てられたり、逃げ出したりして、日本の生態系等に悪影響を及ぼしている例があります！



アライグマ
(北米原産)



ガビチョウ
(東・東南アジア原産)



ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)
(北米～南米北西部原産)



奄美大島では、野生化したネコにより、希少種のアマミノクロウサギが捕食されています。(自動式カメラで撮影されたアマミノクロウサギをくわえるネコ)

外来種と外来生物法

外来種とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって持ち込まれた生き物のことで、各地域の生態系、農林水産業、人の生命・身体に影響を及ぼすものもあります。外来生物法では、海外から持ち込まれた外来種のうち、**日本の生態系等に被害を及ぼすものを特定外来生物に指定**し、輸入・飼養等を規制し、野外へ放つことを禁止しています。特定外来生物にはアライグマやガビチョウなど 107 種類が指定されています(平成 25 年 9 月現在)。**特定外来生物を無許可で飼養等した場合や、野外へ放った場合などには、個人で懲役 3 年以下又は 300 万円以下の罰金、法人で 1 億円以下の罰金が科せられます。**

外来生物について(環境省 HP) <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

健康で長〜く一緒に暮らすために！

飼い主は、ペットの命を預かる者として、その動物の種類や習性などに応じて健康管理や飼育環境を整え、最後まで適正に飼いつける責任があります。

住環境・・・ペットの種類に合わせた環境でいつもきれいにしましょう

ペットの種類によって、適した温度や湿度などの環境、必要なスペースや設備は違います。種類にあった住環境を整えましょう。

ペットを飼う場所はこまめに掃除をして清潔に保ち、壊れていたり、危険な箇所がないかなどの点検も定期的に行いましょう。



食べ物・・・人とは違った動物ですから、必要な栄養素も当然違います

年齢や健康状態に合った栄養バランスのとれた食べ物を与え、いつでも新鮮な水を飲めるようにしましょう。

人の食べ物を与えると、栄養バランスが崩れて健康を損ねる場合もあります。玉ねぎやチョコレート、レーズン、キシリトール入りの菓子など、人の食べ物の中には、動物に与えると中毒を起こすもの、場合によっては死に至るものもあります。



世話と観察・・・ペットは具合が悪くても言葉で伝えることはできません

飼い主は毎日の世話を通して、ペットの体の状態や行動、食事の量、糞や尿の状態などをよく観察しましょう。毎日、しっかりと世話や観察することで、いち早く異常を見つけられるでしょう。

医療・・・予防が第一、異常があるときは速やかに獣医師に相談をしましょう

ペットの健康維持には、日頃から、ワクチン接種や寄生虫の駆除・予防、定期検診を行うこと、適切な給餌や住環境を整えることが重要です。また、いつもと様子が違うときは、早めに動物病院で受診しましょう。



動物の愛護及び管理に関する法律の改正

飼い主の責任と終生飼養

飼い主の責務として、**飼養する動物がその命を終えるまで飼養すること（終生飼養）**が追加されました。飼い主や動物を取り扱う方は、適切な給餌や給水、必要な健康管理、動物の種類や習性を考慮した環境の確保を行い、**最後まで愛情と責任を十分に自覚して飼いつけることが求められます。**

愛護動物に対し、みだりに、餌や水を与えずに不衛生な場所で飼って衰弱させたり、病気やケガを放置したり、糞尿や死体が放置された場所で飼うなど、**虐待を行った者は百万円以下の罰金**が科せられます。



ペットも歳をとります

ペットは人と比べて、早いスピードで歳を取ります。高齢になるにつれ、視力や聴力、嗅覚などの感覚、運動機能や消化機能、体温調整機能が衰えていきます。栄養や飼育環境に気を配り、高齢のペットの状態に合わせて対応しましょう。



7 歳

シニアの年代になり栄養や健康管理により気を配るようになりました



14 歳

耳が遠くなり白毛も増え足腰が弱って散歩もゆっくりになりました

歳を取ると、様々な病気や症状がでます。介護が必要な場合もあります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。また、飼い主も無理をせず、一人で悩まずに、獣医師や飼い主仲間に相談してみましょう。

■人間の年齢に換算した犬・猫の年齢の目安*

犬・猫の年齢	人間の年齢に換算した年齢	
	大型犬	小・中型犬、猫
1 歳	12 歳	15 歳
2 歳	19 歳	24 歳
3 歳	26 歳	28 歳
4 歳	33 歳	32 歳
5 歳	40 歳	36 歳
6 歳	47 歳	40 歳
7 歳	54 歳	44 歳
8 歳	61 歳	48 歳
9 歳	68 歳	52 歳
10 歳	75 歳	56 歳
11 歳	82 歳	60 歳
12 歳	89 歳	64 歳
13 歳	96 歳	68 歳
14 歳	103 歳	72 歳
15 歳	110 歳	76 歳
16 歳	117 歳	80 歳
17 歳	124 歳	84 歳

* 品種や飼育環境等によって違ってきます

高齢になるとなりやすい病気の例

◆犬の認知症

症状：異常な食欲、異常な吠え声、徘徊、ぐるぐる回る、排泄の失敗 など
必要な介護：歩行・排泄（おむつ）・給餌の介助、投薬 など

◆猫の慢性腎不全

症状：多飲多尿、食欲不振、脱水、毛がパサつく、口内炎 など
必要な介護：ストレスのない生活、新鮮な水、療法食、投薬、輸液 など



排泄や給餌の介助が必要になることもあります

ペットの老いと向き合う

老いた時こそ、ペットの性格や好みを知り尽くした愛情深い飼い主との時間が、ペットにとっても大切な心の安らぎとなるでしょう。そして、ペットの最期を看取るのは、飼い主の義務であり、ペットを長生きさせたことの努力の証とも言えるでしょう。また、老いたペットの苦痛が激しく、回復の見込みがないときは、かかりつけの獣医師に相談して安らかに眠らせるのも愛情ある選択肢のひとつではないでしょうか。

ペットの最期を看取るのは
辛く悲しいこと…

大切なペットを失い心にあいた穴も、
1つの命と向き合い努力してきた証です。

老いてからも愛情を一杯もらい、
大好きな人に看取ってもらえたら、
ペットにとっても幸せなことでしょう。

まさに「飼い主の勲章」と
言えるのではないのでしょうか



🐾 ペットを飼う前にチェック！



1. ペットに迎える動物の習性や飼い方、寿命や大きさなどの情報収集をしていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
2. ペットの飼養に必要なスペースや用品は準備できますか？ ☐ はい ☐ いいえ
3. ペットの餌代、ワクチン代、医療費、ペット用品代などの必要な費用を、生涯にわたり支払えますか？ ☐ はい ☐ いいえ
4. 毎日欠かさず、ペットの世話に時間と手間をかけられますか？ ☐ はい ☐ いいえ
5. あなたの体力で世話ができるペットですか？ ☐ はい ☐ いいえ
6. ペットを飼うこと（将来介護も必要なこと）について、家族全員が賛成していますか？ ☐ はい ☐ いいえ
7. 家族の中に動物に対するアレルギーを持つ人はいませんか？ ☐ はい ☐ いいえ
8. ペットを飼うことができる住宅ですか？ ☐ はい ☐ いいえ
9. 引っ越しや進学、就職、結婚などにより、ペットを手放すことはないですか？ ☐ はい ☐ いいえ
10. 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？ ☐ はい ☐ いいえ

🐾 **ひとつでも いいえ があるならば、今は飼わずにいることも動物への愛情です。**

🐾 ちゃんと飼えているかチェック！



1. 社会のルールやマナーを守り、周辺環境や近隣住民に迷惑をかけていませんか？ ☐ はい ☐ いいえ
2. ペットの嫌いな方や苦手な方の立場に立って行動していますか？ ☐ はい ☐ いいえ
3. 迷子にさせないように、戸締まりやケージの点検などに気を配っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
4. 迷子にさせてしまった場合に備えて、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示を二重にしていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
5. 迷子にさせてしまった場合の問い合わせ先は知っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
6. 不必要に増やさないために、不妊去勢などの措置を行っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
7. ペットに適した温度や湿度などの環境を保っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
8. 十分な広さの飼養スペースや必要な設備、用品を整えていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
9. 糞や尿、食べ残しなどは毎日掃除をして、清潔に保っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
10. 首輪やリードが古くなっていたり、身元を示す情報が消えていたりしていませんか？ ☐ はい ☐ いいえ
11. 飼っている場所に危険なところや、壊れているところはありませんか？ ☐ はい ☐ いいえ
12. 新鮮な水をいつでも飲める状態にしていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
13. 栄養バランスのとれた、年齢にあった食べ物を与えていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
14. ペットの年齢や健康状態にあわせて、運動や飼養環境に気を配っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
15. ペットの体全体の状態や行動、食べる量、糞や尿の状態などを毎日観察していますか？ ☐ はい ☐ いいえ
16. ワクチン接種や予防薬、寄生虫の駆除や予防をしていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
17. ペットの定期検診をしていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
18. 突然の災害に備えて、ペットの避難方法・場所を確かめたり、ペット用備蓄品を準備していますか？ ☐ はい ☐ いいえ
19. 飼えなくなったからといって、ペットを野外に放つことは、ペットも住民も被害を受け、日本の自然環境の破壊にもつながることを知っていますか？ ☐ はい ☐ いいえ
20. 飼い始めた頃の気持ちや愛情を今も持ち続けていますか？ ☐ はい ☐ いいえ

🐾 **全部 はい になるように、頑張りましょう。**



環境省

Ministry of the Environment

発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

編集・デザイン：つしまみかこ

製作：株式会社オーエムシー

平成 25 年 9 月発行

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

〇お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ